

## 甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」デザイン使用に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」(以下「キャラクターデザイン」という。)が甲斐市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、デザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) キャラクターデザイン キャラクターのイラスト、立体物またはこれらに準ずるものとする。
- (2) キャラクターデザイン使用ガイド 市が定めた別図の基本デザイン及び市が別に定めるその展開デザイン等の利用方法等について市が定めたもの。
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの。

### (使用承認)

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、マスコットキャラクターデザイン使用申請書(様式第1号)に当該使用に係る仕様が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承認をするときは、マスコットキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)、使用を不承認とするときは、マスコットキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

### (承認基準)

第4条 キャラクターデザインを使用することができる基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 甲斐市の品位を傷つけ、若しくは正しい理解の妨げになる恐れのあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (3) 自己の商標及び意匠とするなど、排他的に使用するとき、又は使用する恐れのあるとき。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的として利用される恐れのあるとき。
- (5) デザイン等をキャラクターデザイン使用ガイドに従って使用しない恐れのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (7) その他その使用が著しく不適当であるとき。

(承認事項の変更)

第5条 第3条第4項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクターデザイン使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認、不承認は、マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）、マスコットキャラクターデザイン使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 キャラクターデザインの使用期間は、承認を受けた日から次年度の末日までとし、次項による場合を除きマスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書の記載のとおりとする。

2 使用期間を変更する場合は、マスコットキャラクターデザイン使用（変更）申請書（様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において変更した使用期間は、マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書に記載して通知する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、一切その責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 キャラクターデザインを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的のみに使用すること。
- (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターデザイン使用ガイドに従って使用すること。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (5) 承認にかかる物品の完成品は、速やかに市に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市が認める場合は、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第10条 使用者がキャラクターデザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損

害又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。